

熊本県の公立学校における働き方改革推進プランの検証(令和2年度対象)について

1 熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン

1 プラン概要

(1) 目的

熊本県教育委員会では、県教育委員会、市町村教育委員会、学校、教職員と、保護者、地域が一体となって学校の働き方改革に取り組み、「教職員が心身ともに健康でワーク・ライフ・バランスを実現しながら、子供たちと向き合う時間を確保し、やりがいを持って効果的な教育活動を持続的に行うことができる環境の実現」を目的として、令和2年8月に、「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン」を策定しました。

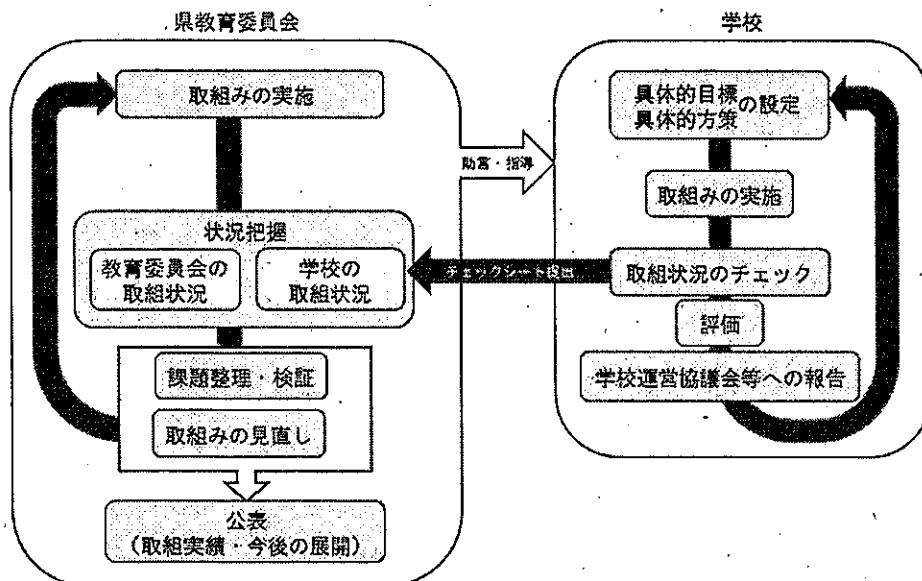
(2) 方針

目的を達成するため、次の①～⑥を本プランの方針とし、教職員の労働時間の削減を図り、教職員が本来の業務に一層専念できる環境を整えます。

- ① 勤務時間の適正管理等
- ② 教職員の意識改革
- ③ 人材の確保・活用
- ④ 業務の削減・効率化
- ⑤ 保護者等の理解促進
- ⑥ 教職員の健康サポート

(3) 進捗管理

- 学校は、学校評価の評価項目にそれぞれの現状に合わせた具体的目標と具体的方策を設定し、全職員の共通理解を図り、アイデアを引き出しながら取組みを進めます。取組後はチェックシートによるセルフチェックを行い、チェックシートを教育委員会に提出します。また、評価を実施し、その結果を第三者である学校運営協議会、PTA総会等に報告します。
- 県教育委員会は、上記の6つの方針に沿って取組みを実施します。教育委員会と学校の間での取組みの実績及び課題を整理・検証し、今後の展開と併せて公表します。



II 本県の現状

1 時間外在校等時間の状況

令和2年度の1年間の時間在校等時間については、次のとおりでした。

県立学校、市町村立学校ともに、月45時間超及び月80時間超の教職員の割合が減少しましたが、月80時間を超える教職員の割合は、市町村立中学校が11.0%、県立高校が8.2%と比較的高く、更なる改善を図る必要があります。

- ・県立高校では、前年度と比較して、月45時間超の教職員の割合が、8.8ポイント減少し、34.4%、うち月80時間超は、3.2ポイント減少し、8.2%、年360時間以内は7.2ポイント増加し、41.8%でした。
- ・県立特別支援学校では、前年度と比較して、月45時間超の教職員が5.5ポイント減少し、13.1%、うち月80時間超は、0.4ポイント減少し、1.2%、年360時間以内は0.4ポイント減少し、71.6%でした。
- ・市町村立の小学校では、前年度と比較して、月45時間超の教職員が5.7ポイント減少し、29.4%、うち月80時間超は、0.7ポイント減少し、2.6%でした。
- ・市町村立の中学校では、前年度と比較して、月45時間超の教職員が2.6ポイント増加し、50.9%、うち月80時間超は、2.8ポイント減少し、11.0%でした。

【県立学校】

①県立高校（中学校含む）

	月45時間 以内	月45時間 超	うち月80時間 超	年360時間 以内
令和元年度	56.7%	43.2%	11.4%	34.6%
令和2年度	65.5%	34.4%	8.2%	41.8%
増減	8.8%	-8.8%	-3.2%	7.2%

②県立特別支援学校

	月45時間 以内	月45時間 超	うち月80時間 超	年360時間 以内
令和元年度	81.4%	18.6%	1.6%	72.0%
令和2年度	86.9%	13.1%	1.2%	71.6%
増減	5.5%	-5.5%	-0.4%	-0.4%

【全体】県立学校

	月45時間 以内	月45時間 超	うち月80時間 超	年360時間 以内
令和元年度	63.6%	36.4%	8.7%	45.6%
令和2年度	71.9%	28.1%	6.1%	50.8%
増減	8.3%	-8.3%	-2.6%	5.2%

【市町村立学校】

①市町村立小学校

	月45時間 以内	月45時間 超	うち月80時間 超
令和元年度	64.9%	35.1%	3.3%
令和2年度	70.6%	29.4%	2.6%
増減	5.7%	-5.7%	-0.7%

②市町村立中学校

	月45時間 以内	月45時間 超	うち月80時間 超
令和元年度	51.7%	48.3%	13.8%
令和2年度	49.1%	50.9%	11.0%
増減	-2.6%	2.6%	-2.8%

【全体】市町村立学校

	月45時間 以内	月45時間 超	うち月80時間 超
令和元年度	60.3%	39.7%	6.9%
令和2年度	62.9%	37.1%	5.6%
増減	2.6%	-2.6%	-1.3%

- * 上記の割合は時間外在校等時間の毎月の合計を、延べ人数で除して算出。休憩、自己研鑽等の校務外の時間を除くが、課外、模試、検定等の時間は含む
- * 県立学校の調査対象職員は、校長、副校長、教頭、事務長、主幹教諭、指導教諭、教諭、講師、養護教諭、事務職員などのすべての常勤の教職員
- * 市町村立学校の調査対象職員は校長、副校長、教頭、事務長、主幹教諭、指導教諭、教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員などすべての常勤の教職員。ただし、義務教育学校、特別支援学校及び熊本市立の学校は除く
- * 時間外在校等時間は教育職員における概念だが、上記表では、この考え方による事務職員等の時間も含めている

2 時間外在校等時間の内訳

令和2年度の時間外在校等時間の内訳については、次のとおりでした。

県立高校では、校務分掌等及び部活動指導に、県立特別支援学校では、学年・担任業務等に、県立中学校では学年・担任業務等及び部活動指導に、県立定時制高校では、校務分掌等に費やす割合が高くなっています。

市町村立小学校では、教材研究等及び校務分掌に、中学校では、部活動及び教材研究等に費やす割合が高くなっています。

学校の業務や部活動など更なる改善を図る必要があります。

○県立学校における業務ごとの時間外在校等時間

単位 h

校種	年度	一人当たり 時間外 在校等時間 合計	(内訳) 校務分掌等	(内訳) 教科指導等	(内訳) 学年・担任 業務等	(内訳) 部活動指導	(内訳) 引率の 移動時間	課外 ・模試 検定等
県立高校 (定時制以外)	令和元年度	47.7	10.5	10.4	11.1	15.3	0.4	4.7
	令和2年度	39.1	10.7	9.4	8.9	10.0	0.1	2.7
県立特別支援学校	令和元年度	30.8	7.4	9.6	13.6	0.2	0.0	0.1
	令和2年度	22.7	5.6	5.8	11.2	0.1	0.0	0.0
県立中学校	令和元年度	51.6	7.5	10.1	13.2	20.5	0.3	0.4
	令和2年度	39.1	7.9	8.0	11.9	11.3	0.0	0.5
県立定時制高校	令和元年度	16.7	5.3	3.7	3.9	3.7	0.1	0.8
	令和2年度	6.0	3.8	1.2	0.8	0.2	0.0	0.1

*令和元年度は9月～12月で算出

*1月あたりの平均時間を算出

*対象職員は、主幹教諭、指導教諭、教諭、講師、養護教諭などの常勤の教員をいい、校長、副校長、教頭、事務長、事務職員を除く

○市町村立学校における時間外在校等時間月80時間超勤務者の主な業務（複数回答）

単位 %

校種	年度	教材研究等	部活動	校務分掌	精調査等の 事務処理	保護者対応 等	その他
小学校	令和元年度	70.0	0.7	45.6	34.5	24.7	26.2
	令和2年度	62.7	1.5	49.1	36.4	22.8	18.3
中学校	令和元年度	64.0	72.0	53.8	26.0	17.7	16.2
	令和2年度	64.1	69.4	50.0	28.2	17.2	12.6

*令和元年度は9月～12月で算出

*時間外在校等時間月80時間超勤務者の主な業務（複数回答）

*対象職員は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、講師、養護教諭、事務長、事務職員などすべての常勤の教職員

III 取組状況と今後の取組み

1 主な取組み、今後の取組み

令和2年度の主な取組み及び今後の取組みについては、次のとおりです。

★重点取組

主な取組み	今後の取組み（方向性）
(1) 勤務時間の適正管理等	
○上限方針の策定	
<ul style="list-style-type: none"> 「熊本県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定し、時間外在校等時間の上限を原則、月45時間、年360時間と定めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 会議・研修等の機会を通じて、引き続き、方針の周知徹底を図る。
○タイムカード等による勤務時間の適正管理の推進及び上限方針周知による教職員の自己管理意識の向上	
<ul style="list-style-type: none"> 県立学校においては、管理職等を通じて、職員のタイムカード等による勤務時間の適正管理や上限方針について、周知徹底を図った。 サービス監督権者である各市町村教育委員会に対して、勤務時間を客観的把握に努めるよう働きかけており、市町村立学校においてはICTやタイムカードによる客観的把握が行われている。また、各教育事務所に対し超過勤務者数の報告について依頼しており、45時間、80時間、100時間以上の超過勤務者数を把握している。 県の上限方針及び規則を各市町村教育委員会に参考送付し、各市町村において対応を依頼した。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理職会議等で、正確な時間に基づいたICカードの打刻や記録表の入力について、各学校における指導の強化を周知する。 より効率的に作業ができるよう記録表の改善に今後も務める。 時間外勤務の多い職員に対して、自己管理意識の向上を図るとともに、超過勤務時間の削減のため、分掌の整理や具体的な業務改善を行うよう校長等へ指導する。

主な取組み	今後の取組み（方向性）
(2) 教職員の意識改革	
★学校閉庁日の設定・拡大	
<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校では、すべての学校で3日以上設定した。令和3年度の学校閉庁日については、4日以上との設定とするよう通知し、すべての県立学校で4日以上設定予定である。 ・市町村立学校では、ほとんどの学校が学校閉庁日を設定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校閉庁日を4日以上との設定とするよう引き続き学校へ働きかける。 ・すべての市町村立学校において、学校閉庁日を設定・拡大されるよう引き続き働きかけを行う。
★ノー残業デーの設定・拡大	
<ul style="list-style-type: none"> ・県内外のノー残業デーの設定、運用方法等の事例を収集し、業務改善事例集において、学校に周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ノー残業デーの設定や運用方法の事例を更に収集し、業務改善事例集の充実を図り、学校への周知と働きかけを行う。
★部活動休養日の設定・拡大	
<ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動については、県内すべての公立中学校、高校において、平日1日以上、週末（土曜日及び日曜日）1日以上、計2日以上との休養日が設定されている。 ・小中学校の文化部活動については、各市町村教育委員会及び各学校における指針を策定した。また、未策定の市町村、小中学校については策定するよう指導した。 ・文化部活動のあるすべての県立高校において、部活動方針が策定され、運用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回の体育担当指導主事等研修会や4月の体育主任会、8月の部活動指導力向上研修会等で部活動方針の遵守について、周知徹底を図る。 ・指針等に則った適正な活動に取り組むよう、会議等を通して引き続き指導する。 ・部活動方針に基づいた適正な活動に取り組むよう、会議等を通じて引き続き指導する。
★学校評価の評価項目に業務改善や教職員の働き方に関する項目を設定	
<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校については、学校評価に「業務改善」「働き方改革」に関する項目を新たに追加し、97.6%の学校が設定した。 ・市町村立学校については、評価項目を設定している割合は、小学校90%、中学校84%であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校については、「業務改善」や「働き方改革」を学校評価に設定するよう引き続き働きかけを行う。 ・小中学校については、カリキュラムマネジメント研修等を通じて学校評価にも触れ、設定割合の更なる向上を図る。
○アドバイザーによる働き方点検	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校全体での業務改善を実践するため、民間の経営コンサルタント等のアドバイザーを派遣した（県立学校6校、市町村立学校8校）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校全体での業務改善を実践するため、引き続きアドバイザーを派遣する。
○好事例集の作成、先進的な取組みの普及	
<ul style="list-style-type: none"> ・県内外の好事例を収集し、業務改善事例集を作成。県内の学校、市町村教育委員会等に周知するとともに、ホームページに掲載した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外の好事例を収集し、業務改善事例集の充実を図る。

主な取組み	今後の取組み（方向性）
(3) 人材の確保・活用	
★教職員定数改善	
<ul style="list-style-type: none"> ・国に対し教員の加配の要望等を行った。市町村立学校では、小学校の専科指導に対する充実を図った。また、中学校の学級規模の適正化に向け、35人以下学級のための定数改善を要望した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の加配について、引き続き国に対し要望を行う。特に、指導方法工夫改善における加配数の維持について、強く要求する。
★専門的人材等の活用拡充の検討	
<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールサポートスタッフ、特別支援教育支援員、キャリアサポーター、部活動指導員、地域学校協働活動推進員の配置拡充を行い、教員の負担軽減を行った。 ・スクールロイヤーを配置し、学校が抱える諸問題解決を支援した。また、学校徴収金等会計年度任用職員の配置を行い、学校徴収金業務移行に向けて課題の整理を行った。 ・学力向上アドバイザー、学級経営等アドバイザーの体制拡充を行い、授業や教育活動、学級経営等への助言を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常のS S W事業は現状維持しつつ、熊本地震に伴う拡充は令和8年度まで、令和2年7月豪雨に伴う拡充は令和6年度を目途に実施する。 ・S C、特別支援教育支援員、キャリアサポーター、部活動指導員、学力向上アドバイザー、地域学校協働活動推進員の継続配置及び拡充を行う。 ・S S S、学級経営等アドバイザー、スクールロイヤー、学校徴収金等会計年度任用職員の継続配置を行う。
★ボランティアの活用（登下校の安全見守り、グラウンド整備、読み聞かせなど）	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域の役割を検証し、地域の教育力を継続的かつ組織的に実施する地域学校協働本部や地域学校協働活動推進員の役割を動画配信等で周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い地域住民等が参画し、ボランティアとしての活動ができるよう、周知・啓発を図るとともに、コロナ禍でも可能な活動方法を示す。
★スーパーティーチャーによる指導	
<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校では、オンライン授業への対応、授業動画の作成を行うことで、自校や他校の職員にICTの積極的な活用を促した。 ・市町村立学校では、スーパーティーチャーが他校において指導することで、他校における校内研修等が活性化し、教員の指導力向上につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの教員が参加しやすい地域での実施を積極的に計画する。 ・学校現場に対し、スーパーティーチャーの活用について、更なる広報活動を図る。

主な取組み	今後の取組み（方向性）
(4) 業務の削減・効率化	
★ICTを活用した情報共有・会議等のペーパーレス化・文書管理、デジタル教材の活用	
<ul style="list-style-type: none"> ・研修においては、ホームページやeラーニングシステムを活用し、各学校でそのまま活用できるコンテンツを多数、提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校で必要な教材コンテンツの提供に努める。
★テレビ会議システムによる遠隔の会議・研修・eラーニングの推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・次期教職員研修基本方針の策定において、効率的・効果的な研修の実施に向けた取組みとして、オンライン研修を盛り込んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度研修計画及び研修基本方針に掲げた、オンライン研修の充実の方向性を庁内で共有することで、引き続き研修の効率化を図る。
★教務支援システムの導入・機能充実（指導要録、成績処理、検診、出席簿、欠席連絡等の電子化）	
<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校の校務情報化を普及・持続するための教務支援システムの更新（成績管理、保健室来室管理等）や新学習指導要領に対応した改修を行った。 ・特別支援学校における教務支援システムの活用に向けて、ニーズ把握や各種様式の見直しのための実態調査を行い、システム概要のイメージを構築した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月から実施される新学習指導要領に対応するシステム改修及び利便性向上のための改修を令和3年度中に実施する。 ・令和5年度のシステム稼働に向けシステムに必要な機能を具体化する。
★部活動指針・方針の徹底	
<ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動については、各種研修会等で、部活動の指針・方針に沿った活動の徹底を図った。 ・高校の文化部活動については、県が策定した部活動の指針に基づき各校で策定した方針とともに、各顧問による毎月の部活動計画作成と校長による活動実績の確認が行われた。 ・小中学校の文化部活動については、各市町村教育委員会及び各学校において方針を策定し、適正な文化部活動に取り組むよう指導するとともに方針の策定状況について調査した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等を通じ、指針・方針に沿った活動の周知徹底を図る。また、スポーツ医・科学の見地を踏まえ、指針で示した範囲の時間で効果が得られ、生徒のニーズにあった活動を行うことを推奨する。 ・今後も部活動の指針に基づいた適正な活動となるよう学校へ依頼するとともに、保護者等への周知も徹底するよう会議等を通じて指導する。 ・方針が未策定の市町村、学校に対して、継続して方針を策定し、その内容に則った適正な文化部活動に取り組むよう指導する。
★複数顧問制の活用	
<ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動においては、部活動指導員の活用も含め、複数顧問制の推進を図った。 ・県立高校の文化部においては、4校4部活動に部活動指導員を配置した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校においては、職員数も限られているため、適正な部活動数を見直すなどの工夫について、教育事務所を通じて指導を行う。また、部活動指導員をはじめ、地域人材活用を検討する。 ・部活動指導員の配置を引き続き行う。

★中学校部活動等のあり方の検討	
<ul style="list-style-type: none"> ・中学校の部活動については、国の新規事業である地域部活動推進事業を受け、令和3年度から本事業に取り組む拠点地域モデル市町村（2町2校）を選定した。 ※文化部は1町1校 ・「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（国通知）を公立中学校に周知した。また、中体連と連携し、中体連主催の陸上大会のあり方に関する検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度からの休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、拠点地域の実践研究モデル市町村の取組みを推進し、県内に普及する。 ・中体連と連携し、中体連が主催する陸上大会のあり方について検討予定である。
★農場管理のあり方（ICT化を含む）の検討	
<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な農場管理の受託先、農場管理、搾乳の担い手について調査を実施した。また、搾乳に係る負担軽減のため、将来的に外部委託を行えるよう、制度設計に向けた検討を行った。 ・県立学校施設長寿命化プランを策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の状況に応じて、土日や夏季休業の農場管理等について検討する。 ・県立学校施設長寿命化プランに基づき、老朽化対策、学校の意向も踏まえ適正規模の改修を行う。
★学校徴収金のあり方の検討	
<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校モデル校5校に学校徴収金等会計年度任用職員を配置し、教員から事務室への業務移行に係る業務負担や事務処理などの課題整理を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務のシステム化を含めて最も効率的な事務処理について検討を行う。
○給食費の公会計化の検討	
<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度から公会計化している熊本市への視察や県立学校の給食実施状況の確認を行った。給食費の徴収におけるシステム化を検討し、導入までのスケジュール等の作成を行った。 ・市町村教育委員会へ、国の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」の情報提供、効果等の周知を行い、導入の検討を促した。また、市町村の公会計化等の状況を調査した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係各課と連携し、給食費の公会計化に向けた検討を行う。 ・関係課と連携を図り、会議等において、学校給食費の公会計化導入に向けた検討を促す。適時、各市町村教育委員会の給食関係者会等においても、その効果等について説明を行う。
○課外のあり方の検討	
<ul style="list-style-type: none"> ・臨時休校期間に、オンラインを活用した学習ツールを開発した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインを活用した学習ツールについて、課外の負担軽減等への活用に向けて検討を進める。

主な取組み	今後の取組み（方向性）
(5) 保護者等の理解促進	
★各種団体への行事の精選、大会の見直しなどの協力要請	
・学校関係団体に働き方改革推進プランを送付し、協力を要請した。	・働き方改革推進プランの取組みの進捗に関する検証後、改めて協力を要請する。
★各校の学校運営協議会、PTA総会等への働き方改革取組状況の報告	
・働き方改革取組チェックシートにおいて、県立学校の状況を把握した。	・働き方改革取組チェックシートを活用し、学校の状況把握とともに働きかけを行う。
○保護者への部活動見学や講演会等の学校情報の積極的な提供	
・学校が行う情報発信の事例や効果を収集し、業務改善事例集において、学校に周知した。	・好事例を更に収集し、業務改善事例集の充実を図り、学校への周知と働きかけを行う。
(6) 教職員の健康サポート	
○ストレスチェックによる健康リスクの把握、公立学校共済組合が実施するメンタルヘルス相談・メンタルケアサポートの周知	
・公立学校共済組合が実施するメンタルヘルス相談やメンタルケアサポート等について周知した。	・会議・研修等を通じて、引き続き、周知する。
○衛生委員会の活性化、労働安全衛生法の周知	
・県立学校に、労働安全衛生管理体制の整備充実に係る通知を発出し、職員への周知とともに、衛生委員会の体制整備・運営等の充実を図った。	・衛生委員会の活性化に向けて、具体的な方策を検討する。

2 県立学校における取組状況

県立学校では、働き方改革取組チェックシートにより、取組状況のチェックを行い、県教育委員会に提出します。令和3年3月の学校における取組状況は、次のとおりでした。

(1) 勤務時間の適正管理等、(4) 業務の削減・効率化、(5) 保護者等の理解促進、(6) 教職員の健康サポートの取組みは8割を超え、比較的高い割合でした。

一方、(2) 教職員の意識改革、(3) 人材の確保・活用の取組みは低い割合でした。特に、取組内容の「6 年次有給休暇15日以上の取得促進」や「11 ボランティアの活用」の取組みが進まなかった状況があり、今後更なる改善に向けて取組みを進める必要があります。

令和2年度働き方改革取組チェックシート集計

方針	取組内容	達成率
(1) 勤務時間の適正管理等	1 タイムカード等による勤務時間の適正管理及び自己管理	100.0%
	2 勤務時間の割振りに関する検討の実施	76.8%
	3 上限方針第4「学校が講ずる措置」について適切に実施（「No.4」の検証以外）	81.1%
	4 時間外在校等時間の上限時間を超えた場合の課題の検証	98.7%
	平均	89.2%
(2) 教職員の意識改革	5 職員全体の働き方改革の意識を高めるための場の設定（校内研修など）	68.9%
	6 年次有給休暇15日以上の取得促進★	43.1%
	7 学校閉庁日の設定（4日以上）★	74.4%
	8 ノー残業デーの設定★	68.5%
	9 学校評価に業務改善や働き方改革に関する評価項目を設定及び全職員への周知★	97.6%
	10 教職員のアイデアを活かした改革の推進（アイデア発表や共有の場の設定など）	73.8%
	平均	71.0%
(3) 人材の確保・活用	11 ボランティアの活用（登下校の見守り、読み聞かせ、給食指導員、清掃、業務支援など）★	19.4%
	12 地域人材の活用（部活動指導員や外部指導者）	56.8%
	13 スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの活用	94.4%
	14 スクール・サポート・スタッフ等の活用（教職員の負担軽減に繋がる業務を担う人材）	32.0%
	15 若手教員等のサポート	95.7%
	平均	59.7%
(4) 業務の削減・効率化	16 ICTを活用した会議・研修の効率化（ゆうnetによる情報共有、テレビ会議システムの活用など）	94.4%
	17 ICTを活用した教材や資料の共有化（授業準備の負担軽減）	86.0%
	18 学校で設定した項目について、職員のアイデアを引き出す工夫を行いながら具体的な取組みの実施	77.4%
	19 教務支援システムの活用★	82.9%
	20 校務支援システムの活用	97.0%
	21 留守番電話やメールなどによる時間外対応★	84.8%
	22 学校行事の精選・見直し	95.7%
	23 分掌事務のマニュアル化	74.4%
	24 部活動指針・部活動方針に沿った活動時間や休業日確保★	89.0%
	25 特定の教職員に負担がかからない工夫（業務の平準化）	69.5%
	平均	85.1%
(5) 保護者等の理解促進	26 働き方改革の取組みに関する保護者向け協力依頼文書の発出	75.0%
	27 保護者への部活動見学会や講演会等の学校情報の積極的な提供	92.7%
	28 学校運営協議会やPTA総会等における働き方改革取組状況の報告★	92.7%
	平均	86.8%
(6) 教職員の健康サポート	29 公立学校共済組合が実施するメンタルヘルス相談・メンタルケアサポートの周知	99.4%
	30 衛生委員会の活性化、労働安全衛生法の周知	95.1%
	平均	97.2%

3 県立学校における評価指標

働き方改革推進プランで設定している全13の指標のうち、策定時に比べ改善した指標は、8指標、横ばいは3指標、悪化した指標は1指標となりました。また、1指標については、策定時に現状値がなかったため今回は比較できていません。

指標の達成に向けて、引き続き、働き方改革推進プランの取組みを進めるとともに、学校での取組みが進むよう継続した働きかけや助言等を行います。

策定時比				-
策定時比較	改善	横ばい	悪化	中止等

方針	項目	プラン策定時 (R2.8)	県立学校の 指標	R2年度実績	策定時比
(1) 勤務時間の適正管理等	月の時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合	63.6% (R1年度)	100%に向け前年度より増加	71.9% (R2年度)	
	年の時間外在校等時間が360時間以内の教職員の割合	45.6% (R1年度)	100%に向け前年度より増加	50.8% (R2年度)	
(2) 教職員の意識改革	教職員1人当たり年次有給休暇の平均取得日数	11.6日 (H30年)	15.0日/年	11.9日 (R1年)	
	学校開庁日を4日以上に設定している学校の割合	26.9% (4日以上: R2年3月)	100%	74.4% (R3年3月)	
	ノー残業デーを設定した学校の割合	67.9% (H31年3月)	100%	68.5% (R3年3月)	
	学校評価の評価項目に業務改善や働き方に関する項目を設定した学校の割合	80.2% (H31年3月)	100%	97.6% (R3年3月)	
(3) 人材の確保・活用	ボランティアなどを活用した学校の割合	44.4% (H31年3月)	100%	38.1% (R3年3月)	
(4) 業務の削減・効率化	教務支援システム(児童生徒の出欠・成績管理等)の活用をしている学校の割合	80.2% (H31年3月)	100%	82.9% (R3年3月)	
	留守番電話やメールなどによる時間外対応を行っている学校の割合	84.0% (H31年3月)	100%	84.8% (R3年3月)	
	部活動指針・部活動方針に沿った活動時間や休養日を確保している学校の割合	70.4% (H31年3月)	100%	89% (R3年3月)	
(5) 保護者等の理解促進	保護者へ学校情報の積極的な提供を行っている学校の割合	84.0% (H31年3月)	100%	92.7% (R3年3月)	
	学校運営協議会やPTA総会等における働き方改革取組状況の報告を行っている学校の割合	-	100%	92.7% (R3年3月)	-
(6) 教職員の健康サポート	ストレスチェックにおける健康リスク(総合)※値	101.2 (R1年5月)	前年より減少	95.0 (R2年10月)	

※心理的ストレス反応や検査の異常値、病気の発生などの健康問題の危険度

IV 今後の展開

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、休校や学習時間の確保、消毒作業、夏休みの短縮、行事の精選・見直しなど、学校にとっては平時と異なる1年となったものの、働き方改革推進プランの取組み等により、県立学校、市町村立学校ともに、時間外在校等時間の月45時間以内の割合は増加しました。

令和3年度においても、働き方改革推進プランの取組みを引き続き推進します。

さらに、令和3年度からは、特に学校現場の負担や負担感の大きいもの、庁内横断的に取り組んで効果的に進めていくものとして、学校徴収金業務の効率化推進や学校給食費の公会計化等の検討などを重点取組6項目と位置づけ、働き方改革推進プロジェクトチームを設置し、重点的に取組みを進めていきます。

